

改正案（様式第4号（第6条第2項関係））

現行（様式第4号（第6条第2項関係））

様式第4号（第6条第2項関係）

様式第4号（第6条第2項関係）

番 号
年 月 日番 号
年 月 日

殿

殿

紛争調整委員会
会長 ㊟紛争調整委員会
会長 ㊟

あっせん開始通知書

あっせん開始通知書

申請人 から 年 月 日申請のあったあなたとの間の紛争のあっせんについて、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、労働局長の委任を受けて、下記のとおり開始することとしたので、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則第6条第2項の規定に基づき、通知します。

申請人 から 年 月 日申請のあったあなたとの間の紛争のあっせんについて、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、労働局長の委任を受けて、下記のとおり開始することとしたので、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則第6条第2項の規定に基づき、通知します。

記

記

- 1 事件番号
- 2 あっせん委員
- 3 あっせん申請の概要

- 1 事件番号
- 2 あっせん委員
- 3 あっせん申請の概要

4 留意事項

- (1) 紛争調整委員会によるあっせんとは、当委員会のあっせん委員が紛争当事者の間に入り、当事者間の話し合いにより簡易かつ迅速な紛争の解決を促進するものです。
- (2) あっせんは、非公開で行われ、あっせん委員が当事者双方から主張を伺いながら、当事者双方の合意の形成による解決を図るものであり、一方の当事者の意に反した内容への合意を強制されることはありません。
- (3) あっせんの手続への参加は任意であり、手続に参加する意思がない旨が表明された場合には、あっせんの手続を打ち切ることとなります。不参加の場合に、不利益な取扱いがなされるものではありません。
- (4) あっせんに参加するか否かについて、年 月 日までに当委員会あて通知してください。参加する場合、あっせんの期日等具体的な手続について、追って通知します。

4 留意事項

- (1) 紛争調整委員会によるあっせんとは、当委員会のあっせん委員が紛争当事者の間に入り、当事者間の話し合いによる解決を促進するものです。
あっせんの期日等具体的な手続については、追って通知します。
- (2) あっせんの手続に参加する意思がない旨が表明された場合には、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないものとして、あっせんの手続を打ち切ることとなりますので、当委員会によるあっせんを望まない場合には、年 月 日までにその旨を当委員会あて通知してください。
- なお、あっせんの手続は、参加が強制されるものではなく、また、不参加の意思が表明された場合にも、不利益な取扱いがなされるものではありません。